

秋労発基 1116 第 3 号  
令和 4 年 11 月 16 日

一般社団法人秋田県造園協会長 殿

秋田労働局長



建設業における労働災害防止対策の徹底及び令和 4 年度建設現場年末  
無災害運動の実施について

日頃より労働行政の推進について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、秋田県における令和 4 年の労働災害の死傷者数（休業 4 日以上）は、新型コロナウィルスの集団感染や転倒災害の増加等により 10 月末現在で 1,832 人と前年同期の 949 人に比べ 883 人（93.0%）の大幅な増加となっており、前年 1 年間の死傷者数（1,220 人）を超えている状況です。また、死亡者数についても、11 月 14 日現在 11 人と前年 1 年間の死亡者数 7 人を上回る状況となっています。

建設業における死傷者数は 241 人と、前年 1 年間の死傷者数 227 人を上回っており、さらに、死亡者数は 5 人と全産業における死者数の約半数を占めるなど憂慮すべき状況となっています。

建設業の死傷災害を「事故の型別」に分類すると、建設工事現場における新型コロナウィルス感染症の集団感染事案等もあり「新型コロナウィルス」感染が 73 人、屋根、はり等の建築物、足場等高所からの「墜落・転落」災害が 59 人、「はさまれ・巻き込まれ」災害が 19 人などとなっており、特に建設業における死亡災害 5 件のうち 3 件が「墜落・転落」による災害となっています（別添資料 1～3）。

今後、作業環境の変動や、気象条件が悪化する時期を迎え、墜落・転落等をはじめとする各種災害や新型コロナウィルス感染症の多発が懸念されるところです。

当局におきましては、建設業への集中的な監督指導等の実施により、労働災害防止対策の徹底、自主的な安全衛生管理活動の推進等について指導しているところですが、貴団体におかれましても、かかる状況をご理解いただき、下記の重点事項及び各種労働災害防止対策の具体的実施事項につきまして会員事業場へ周知及び指導いただきますようお願いいたします。

なお、気象条件の悪化や工事の輻輳化など労働災害の発生リスクが高くなる年末の建設現場における死亡・重篤災害の絶滅を目指し、12 月 1 日から 12 月 31 日まで「建設現場年末無災害運動」（別添リーフレット）を実施することとしておりますので、併せて会員事業場の皆様への周知をお願いします。



## 記

### I 重点事項

- 1 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- 2 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施

### II 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

- 1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施
  - (1) 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
  - (2) 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
  - (3) 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知（KY）活動の実施
  - (4) 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールへの遵守
  - (5) 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施
- 2 墜落・転落災害の防止
  - (1) 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床の設置。手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や墜落制止用器具の徹底
  - (2) 開口部の養生及び危険箇所の表示
  - (3) 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
  - (4) 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立解体時における墜落防止対策を徹底
  - (5) 適切な墜落制止用器具の使用
  - (6) 保護帽（ヘルメット）の着用の徹底
- 3 新型コロナウイルス感染症対策
  - (1) 密集、密接、密閉とならない各種対策の徹底
  - (2) 検温、手洗い、手指消毒等の実施、マスクの着用等
  - (3) 休憩所、更衣室などの場所または飲食時等における感染防止対策の実施と労働者への注意喚起
- 4 建設機械、移動式クレーン等災害の防止
  - (1) 作業計画の作成による安全作業の確保と有資格者による運転操作の徹底
  - (2) 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹

底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底

(3) 機械との接触及び機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底

(4) 荷のつり上げ作業時における、つり荷下への立ち入り禁止措置の徹底

## 5 土砂崩壊災害の防止

(1) 作業前等における地山の点検の実施

(2) 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底

## 6 転倒災害の防止

(1) 通路の整備、段差の解消（冬季には融雪剤の散布等）

(2) 適切な履物の着用

(3) 作業場所における整理整頓及び照明の確保等

## 7 感電災害の防止

(1) 停電作業または電路の移設、電線等の防護等

(2) 適切な器具の使用、保護具の着用等

## 8 交通労働災害の防止

(1) 適正な労働時間及び走行管理等

(2) 交通法令の遵守

(3) 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

令和4年労働災害発生状況

( 10 月 末 )

秋田労働局  
(令和4年11月8日作成)

資料1

号別	業種別	年 別		令和3年		令和4年		前年増減		秋 田 署		能 代 署		大 館 署		横 手 署		大 曲 署		本 荘 署														
		令和2年 (確定値)		令和3年 (確定値)		令和4年 (確定値)		前年増減		3年		4年		3年		4年		3年		4年		3年		4年										
		死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	件	百分率	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上									
1~17	全業種合計	7	1087	7	1220	6	949	10	1832	883	93.0	374	3	655	2	63	1	118	1	163	2	284	1	139	2	236	1	125	2	216	1	85	323	
	うち新型コロナを除く	7	1087	7	1120	6	861	10	866	5	0.6	303	3	318	2	63	1	74	1	163	2	152	1	136	2	123	1	111	2	110	1	85	89	
	うち新型コロナによる				100		88		966	878	997.7	71		337				44				132		3		113		14		106		234		
1	製 造 業	1	191	2	218	2	167	2	221	54	32.3	60		60	1	15	1	22		27		50		26	1	48		21		27	1	18	14	
	食料品製造業	1	52		57		42	1	62	20	47.6	14		34		4		2		6		11		9	1	9		6		6		3		
	木材・木製品製造業		39	1	43	1	35		23	-12	-34.3	13		1	1	3		3		7		10		4		4		6		3		2	2	
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		30		37		32		18	-14	-43.8	16			5		2		3		5		4		1		2		5		6		1	
	一般・輸送用機械器具製造業		14		20		12		20	8	66.7	3		1		1		8		2		7		4		4		2		1		4	3	
	電気機械器具製造業		7		14		11		7	-4	-36.4	2		2		1		1		2		7		4		2		2		4		3		
	上記以外の製造業		49	1	47	1	35	1	91	56	160.0	12		17		4	1	6		7		18		4		33		5		12	1	3	5	
2	鉱業(鉱安法適用を除く)		2		3		2			-2	-100.0									1							1							
3	建 設 業	2	200	4	227	3	187	4	241	54	28.9	60	2	67	1	7		14		45	1	38	1	33		35	1	25	1	43		17	44	
	土木工事業	1	78		73		64	1	98	34	53.1	26	1	20		2		2		15		14		11		17		3		25		7	20	
	建築工事業		101	3	123	3	101	2	81	-20	-19.8	21		19	1	3		4		26	1	21	1	21		13	1	21	1	17		9	7	
	鉄骨・鉄筋家屋建築		16		18		16		9	-7	-43.8	2								6		5		4		1		1		2		3	1	
	木造家屋建築		63	3	77	3	60	2	60	0	0.0	9		13	1	1		2		18	1	15	1	13		10	1	15	1	15		4	5	
	その他の建設業	1	21	1	31		22	1	62	40	181.8	13	1	28		2		8		4		3		1		5		1		1		1	17	
4	運 輸 交 通 業	1	94		113		80		101	21	26.3	44		42		5		8		6		7		17		24		4		12		4	8	
	道路貨物運送業		84		95		72		70	-2	-2.8	38		36		5		8		5		5		16		5		4		8		4	8	
5	貨 物 取 扱 業		1		1				1	1	-			1																				
6-2	林 業	3	39	1	37	1	32	2	23	-9	-28.1	2		1		2		3	1	8	1	5		5	1	5		7		4		8	5	
8	商 業		196		192		141	1	189	48	34.0	58	1	83		14		13		18		32		17		22		17		17		17	22	
	小 売 業		173		161		120	1	147	27	22.5	44	1	63		10		12		18		20		14		16		17		15		17	21	
13	保 健 衛 生 業		144		214		173		839	666	385.0	86		275		12		46		28		124		20		82		16		93		11	219	
	社会福祉施設		109		154		120		549	429	357.5	52		169		10		14		23		89		13		61		13		86		9	130	
14	接 客 娛 楽 業		60		52		37		53	16	43.2	17		27		1		7		7		4		5		8		7		4			3	
	飲 食 店		20		26		20		25	5	25.0	14		17				4		2				2		1		2		1			2	
15	清 掃 ・ と 畜 業		51		32		21	1	28	7	33.3	10		16				3		7		4		2		2			1	3		2		
	上記以外の事業 6-1,7,9~12,16,17		109		131		109		136	27	24.8	37		83		7		2		16		20		14		10		27		13		8	8	

資料1

労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。

## 令和4年 死亡災害発生状況（令和4年 11月 14日現在）

秋田労働局

No	署別	発生日	業種名	年齢 経験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発生状況
1	横手	1月	木材伐出業 (6-2-1)	50歳代 (1年未満)	激突され	立木等	杉の間伐作業において、被災者は伐倒前作業として「杉立木周辺の除雪作業」を行っていた。被災者が作業していた箇所から沢を挟んだ反対側の斜面で同僚労働者が杉立木（直径 55cm、長さ 34.5m）をチェーンソーで伐倒したところ、伐倒方向がずれ、被災者に直撃した。
2	能代	3月	その他の化学工業 (1-8-9)	60歳代 (30~40年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	業務のため乗用車を運転し、高速自動車道の片側一車線区間を走行中、対向車線に進入し、対向車と衝突した。
3	秋田	5月	電気通信工 事業 (3-3-1)	50歳代 (10~20年)	はさまれ、 巻き込まれ	高所作業車	電気通信工事において、約3度の勾配の公道上に停止した高所作業車の後方で、被災者がアウトリガーを格納しようとしたところ、高所作業車が逸走（後退）し、高所作業車後部と民家のブロック塀との間にはさまれた。
4	大館	6月	木材伐出業 (6-2-1)	70歳代 (10~20年)	飛来、落下	伐木等機械	杉の皆伐作業において、被災者が杉立木を伐倒しようとしたが、倒れなかったため、同僚が木材グラブ機を運転操作し、既に伐倒した杉丸太を掴み持ち上げ、その先端寄りの側面で杉立木を押し倒そうとしたところ、掴んでいた杉丸太が落下し、真下にて伐倒方向の合図を行っていた被災者に当たった。
5	大曲	7月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (60~70年)	墜落・転落	用具	作業小屋の屋根の修理箇所を事前に確認するため、軒先に二連はしごをかけ、同僚がその下部を押さえ、被災者がはしごをのぼり下部から上部に移動したところ、上下連結部分のロック金具が外れていたため、はしごの上部が下方にスライドし、被災者が地面に墜落した。
6	秋田	7月	新聞販売業 (8-2-5)	50歳代 (5~10年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	新聞配達業務を終え、原付バイクを運転して事業場に戻るため、市道交差点を直進中、左側から交差点に進入してきた乗用車と衝突した。
7	大館	8月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (20~30年)	墜落・転落	足場	住宅の外壁等塗装工事において、一側足場上で二階の窓の養生作業を行っていたところ、約4.6m下のアスファルト舗装地面に墜落した。
8	秋田	9月	港湾海岸工 事業 (3-1-11)	30歳代 (1~5年)	交通事故 (その他)	その他の乗物	被災者は、港湾海岸工事現場に向かうため、クレーン船から横付けし固定している船（押し船）に降り、その後同僚が乗っている別の船（作業船）に乗り込み、操船を交代して現場に向かおうとしたところ、作業船が急に前進しクレーン船と押し船に接触して転覆し、同僚とともに落水した（同僚は救助された。）。
9	大曲	9月	産業廃棄物 処理業 (15-1-2)	40歳代 (1年未満)	墜落、転落	混合機、粉碎 機	産業廃棄物処理施設において、解体用つかみ機を運転操作して木材破砕機に木材を投入していた被災者が行方不明となり、木材破砕機及びその周辺から被災者の身体の一部が発見されたことから、被災者が何らかの原因により木材破砕機のホッパーに転落したものの。

令和4年 死亡災害発生状況（令和4年 11 月 14 日現在）

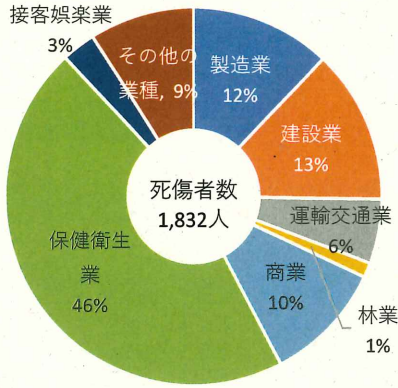
秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年齢 経験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発生状況
10	横手	10月	パン、菓子 製造業 (01-01-04)	60歳代 (10~20年)	はさまれ、 巻き込まれ	エレベーター、リフト	被災者が、チェーンホイストを用いた荷物用エレベーターで2階の資材等を1階に下ろそうとしたが、搬器の観音開きの扉の片側が2階床に引っ掛かり停止したため、その扉を木槌で叩いて外したところ、ホイストのチェーンが緩んでいたことから搬器が下がり、左半身が搬器と2階床の間に挟まれた。
11	秋田	10月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (50~60年)	墜落、転落	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	工場の屋根改修工事において、屋根の端で、手工具を用いて既存の屋根の下に新しい屋根材を押し込む作業を行っていたところ、バランスをくずし、コンクリート地面に墜落した。

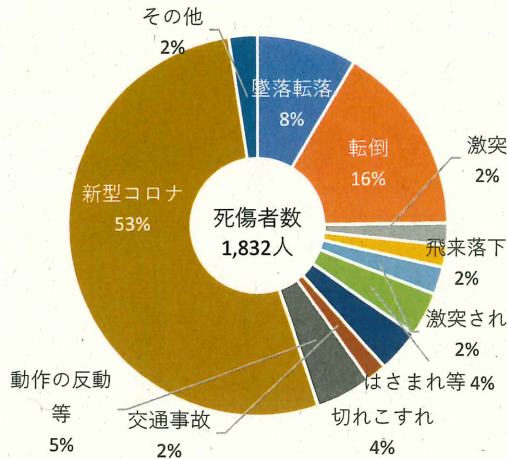
令和4年 労働災害発生状況 (10月末)

秋田労働局

令和4年1~10月 業種別統計



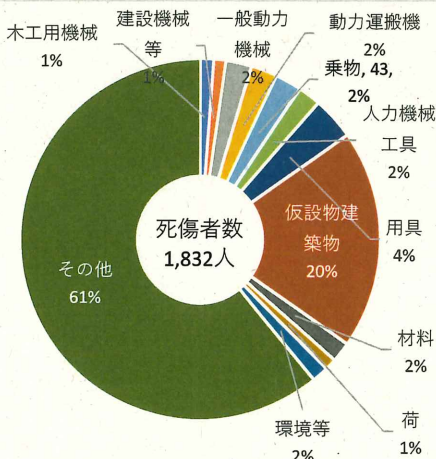
令和4年1~10月 事故の型別統計 (全産業)



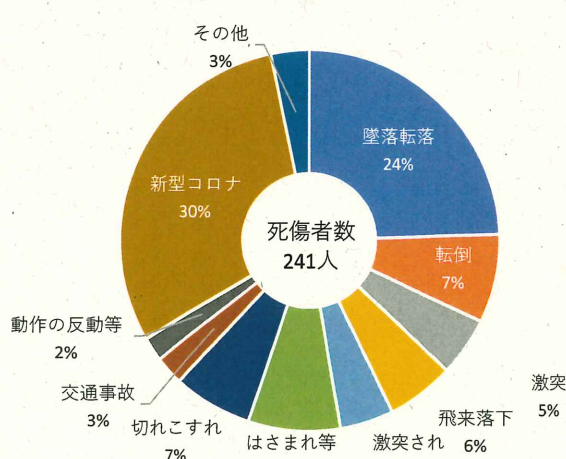
	製造業	建設業	運輸交通業	林業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	その他の業種	合計
令和4年	221	241	101	23	189	839	53	165	1832
令和3年	167	187	80	32	141	173	37	132	949
増減	54	54	21	-9	48	666	16	33	883

	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	激突され	はさまれ等	切れこすれ	交通事故	動作の反動等	新型コロナウイルス	その他	合計
令和4年	157	297	34	34	43	69	67	32	88	966	45	1832
令和3年	155	264	37	35	40	83	60	34	85	88	68	949
増減	2	33	-3	-1	3	-14	7	-2	3	878	-23	883

令和4年1~10月 起因物別統計 (全産業)



令和4年1~10月 事故の型別 (建設業)



	木工用機械	建設機械等	一般動力機械	動力運搬機	乗物	人力機械工具	用具	仮設物建築物	材料	荷	環境等	その他	合計
令和4年	22	20	43	43	43	37	70	359	33	19	27	1116	1832
令和3年	25	13	31	79	34	35	61	314	55	29	45	228	949
増減	-3	7	12	-36	9	2	9	45	-22	-10	-18	888	883

建設業	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	激突され	はさまれ等	切れこすれ	交通事故	動作の反動等	新型コロナウイルス	その他	合計
令和4年	59	18	12	14	11	19	16	6	5	73	8	241
令和3年	63	18	8	10	12	14	17	2	10	17	16	187
増減	-4	0	4	4	-1	5	-1	4	-5	56	-8	54

※ 労働者死傷病報告 (休業4日以上) を集計したもの。



安全第一

# 建設現場 年末無災害運動

～ 令和4年の年末も笑顔で過ごそう ～

令和4年 12月1日～12月31日



無災害で  
お願いします



秋田労働局・各労働基準監督署



# 秋田労働局建設現場年末無災害運動(令和4年12月)実施要項

## 1 趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくもなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が必要です。

また、過去にも冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した多くの自然災害が全国的に発生し、これらの対策を講じた現場の在り方も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12月1日から31日までの期間を、「建設現場年末無災害運動～令和4年の年末も笑顔で過ごそう～」と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、周知等を実施します。

## 2 現場における重点実施事項

### 1 経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施



## 3 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

### 1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知(KY)活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールへの遵守
- ⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施

### 2 墜落・転落災害の防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床の設置。手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や墜落制止用器具の使用の徹底
- ② 開口部の養生及び危険箇所の表示
- ③ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
- ④ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立解体時における墜落防止対策を徹底
- ⑤ 適切な墜落制止用器具の使用
- ⑥ 保護帽(ヘルメット)の着用を徹底

### 3 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 密集、密接、密閉とならない各種対策の徹底
- ② 検温、手洗い、手指消毒等の実施、マスクの着用等
- ③ 休憩所、更衣室などの場所または飲食時等における感染防止対策の実施と労働者への注意喚起

### 4 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の作成による安全作業の確保と有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触及び機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- ④ 荷のつり上げ作業時における、つり荷下への立ち入り禁止措置の徹底

### 5 土砂崩壊災害の防止

- ① 作業前等における地山の点検の実施
- ② 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底

### 6 転倒災害の防止

- ① 通路の整備、段差の解消(冬季には融雪剤の散布等)
- ② 適切な履物の着用
- ③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等

### 7 感電災害の防止

- ① 停電作業または電路の移設、電線等の防護等
- ② 適切な器具の使用、保護具の着用等

### 8 交通労働災害の防止

- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

